

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 12 月 13 日
東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(8) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業

内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例

(国家戦略特別区域法第 12 条の 5 に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業)

① 保育士不足解消等に向けて、神奈川県がその県内全域において多様な法人の活用により、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。

【平成 30 年度より実施】

② 保育士不足解消等に向けて、千葉県が成田市内全域において国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成 27 年度より実施】

(9) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

(国家戦略特別区域法第 13 条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客や M I C E へのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 東京都大田区の別図 1 の区域

【平成 28 年 1 月より実施予定】

② 千葉市の別図 2 の区域

【平成 29 年 12 月より実施予定】

(21) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 2 に規定する課税の特例措置活用事業)

① 再生医療等製品の製造工程研究開発及び製造事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

- i) 特別償却・投資税額控除、ii) 研究開発税制の特例
- イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容
 - a) 当該事業の概要
 - 治療方法が確立していない疾病の根治療法を実現するため、A I を活用した独自の解析手法を用いて、品質の安定した再生医療等製品の製造工程の研究開発を行う。
 - b) 当該事業が行われる区域 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目 25 番 22
(ライフイノベーションセンター)
 - c) 当該事業の実施期間 平成 29 年 12 月～平成 36 年 3 月
 - d) 当該事業により取得等される設備等の概要
 - 再生医療等製品の製造に係る研究開発用細胞調整装置等
 - ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 1 条第 2 号ロ
 - エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性
 - 本事業により研究開発を行う再生医療等製品の A I を活用した工程による製造は、世界の医療分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置づけられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。
 - オ) 事業の実施主体 ファーマバイオ株式会社 (名古屋市西区)